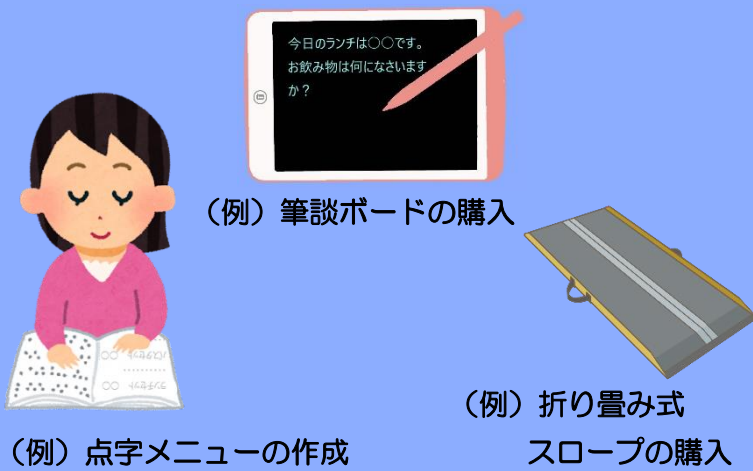


しょうがい ひと りよう はいりよ
障害のある人の利用に配慮した
てんぽ じむしょ かんが みなさま
店舗・事務所をお考えの皆様へ

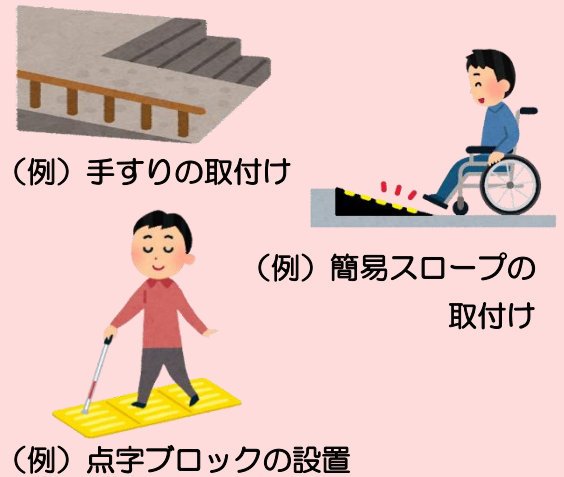
障害のある人の利用に配慮する目的で、物品を購入する、または改修工事を施工する経費に対し、補助金を支給いたします。

○補助対象例

① 意思疎通支援用具の作成・物品の購入



② 改修工事の施工



○補助金額

- ① 意思疎通支援用具の作成・物品の購入・・・ 対象経費（限度額 5万円）
- ② 改修工事の施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 対象経費（限度額 20万円）

※ 購入、実施の前に申請が必要です！
まずは、障害福祉課にご相談ください。

桶川市役所 障害福祉課 障害者支援係

〒363-8501 桶川市泉1丁目3番28号

TEL. 048-786-4936（直通） FAX. 048-786-5882

E-mail shogaifukushi@city.okegawa.lg.jp



桶川市合理的配慮支援事業補助金

◇**対象者**：(1)市内において、小売業、サービス業、医療等の不特定多数の利用が見込まれる事業を行う者。(特定の利用者のための施設等は原則対象外)
(2)ボランティア活動をする自治会等。

◇**対象事業**：(1)意思疎通支援用具の作成及び社会的障壁を取り除くための物品の購入
(例)点字資料(メニュー等)、筆談ボード、折り畳み式スロープ等
(2)社会的障壁を取り除くための改修工事の施工(公共性の高い施設については原則対象外)
(例)手すりの取付け、滑り防止床又は通路面の材料の変更、点字ブロックの設置、引き戸への扉の取換え、洋式便器等への便器の取替え、視覚障害者用屋内信号装置の設置等

○申請から交付決定までの流れ

① 事前相談

事業開始前に、障害福祉課に、補助金の交付対象となる事業であるかの確認します。

② 交付申請

以下の書類を添付し、申請書を提出します。

- 作成・購入・・・見積書
- 改修工事施工・・・工事見積書
及び工事図面
工事計画書(様式あり)

③ 交付決定

②で提出された申請書等を審査し、補助金の交付が決定されます。



交付決定(却下)通知書が送付されます。

○事業実施から補助金交付までの流れ

④ 実績報告

事業完了後14日以内に、以下の書類を添付し報告書を提出します。

(※は工事施工のみ提出)

- (1)内容の確認できる写真等
- (2)領収書の写し

※(3)工事契約書・工事内訳書

⑤ 補助金額の確定

④で報告された内容を審査し、補助金額が確定します。



確定通知書が送付されます。

⑥ 交付請求 及び 補助金の交付

⑤で確定された金額に対して、補助金交付請求書を提出します。



補助金が交付されます。

☆ この事業を実施した事業者につきましては、市のホームページにて公表させていただきます。